

愛大總総第151号
平成27年5月1日

不破 茂 様

国立大学法人愛媛大学長 大橋 裕一 印

保有個人情報開示決定通知書

平成27年4月3日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報が記載された法人文書の名称等 (全部開示 ・ 部分開示)

- ・人権問題対策委員会(平成26年11月25日開催)資料のうち、資料1人権侵害に関する相談報告書

2 不開示とした部分とその理由

なし

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人愛媛大学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人愛媛大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

法人の管理・運営業務に利用するため。

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

閲覧又は複写したものの交付

(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所

期間：平成27年5月8日から～7月10日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：9時～12時及び13時～17時

場所：国立大学法人愛媛大学情報公開室(国立大学法人愛媛大学総務部総務課内)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額) 92 円

整理番号

27-1

※不明な点がある場合は、国立大学法人愛媛大学情報公開室(総務部総務課担当)(TEL(089)927-9013)に御連絡ください。

別紙様式1

乞返却

人権問題対策委員会委員長 殿

人権問題相談員連絡協議会

委員長氏名 武山 紘美 印

相談員氏名 小西 健介 印

猪原 隆 印

人権侵害に関する相談報告書

1. 相談日時

- ・平成26年10月2日(木) 14時55分～15時45分
- ・場所 本部棟3階 ミーティングルーム

2. 相談に来た者の所属(学部・研究科・学科・課程・専攻・課室、入学年等)及び氏名

所属 法文学部総合政策学科応用法政策専門取引法システム
講師 不破 茂

3. 人権侵害に該当すると思われる出来事のあった日時・場所

- ・日時 平成24年4月9日 午後1時30分
- ・場所 法文学部講義棟404教室

4. 人権侵害に該当すると思われる出来事の概要(加害者と目される者の所属・氏名、事案の経過・概要、目撃者の有無等を具体的かつ簡潔に記入願います。)

・法文学部総合政策学科ガバメント税法・行政法 教授 兼平 裕子

総合政策学科司法コースの学生(3回生)に行われた司法演習ガイダンスで、兼平先生が、相談者の名前を「不和」と板書した。その10分後くらいに、光信先生が気付き、相談者に確認の上、手で消して「不破」と書き直したが、兼平先生は、笑いながらおどけたような態度だった。

このガイダンスには、学生のほか、多くの教員が参加していた。

(詳細は、別添「兼平裕子氏のアカハラについて」参照)

[この出来事に関する相談者の見解]

兼平先生は相談者の姓を知らない訳ではなく、記載された漢字が一般に不快な意味を連想させるものである。それゆえ名前の書き間違いが意図的な嫌がらせ行為であると思われること、学生達の前で恥をかかされたことに対して、相談者は傷付き大変ショックを受けたと述べている。この兼平先生の行為は、兼平先生が、赴任に

より隣の研究室に入ったことから始まった、騒音問題など一連のトラブルによるこ
とに端を発したハラスメントであると相談者は思っているようだ。

5. 相談に来た者の希望する解決方法（何かあれば記入願います。）

謝罪してもらい、今後このようなことがないように（学部長から）注意してほ
しい。全体的なことで訴えたいが、立場上できない。アカデミックハラスメントとし
て取り上げてほしい。

6. 相談に来た者への連絡方法

ハラスメント防止対策室の猪野が窓口となり、メール等で連絡する。

7. その他

- ・落ち込んだ時に、カウンセリング等は受けなかったか。→受けていない。
- ・立場上できないのは、人事に影響するためか。→選考委員会に兼平先生がなる可能
性はある。

兼平裕子氏のアカハラについて

平成24年4月9日午後1時30分より、法文学部講義棟404教室において、司法演習ガイダンスが開催された。これは、私が所属する総合政策学科司法コースの3回生の学生に対し、演習を担当する各教員が演習内容の説明を行い、演習の選択をさせるというものである。このガイダンスには、教員のほか、司法コースの学生76人のほぼ全員が出席していた。その面前でなされ。

この時、兼平氏は、教務委員等の職にあるわけでもないのに、自ら各教員が担当する演習の曜日及び時間と教員名を教室前方の黒板に板書した。そして、その際、同氏は、私の姓を「不和」と記載した。事務部配布の時間割表を見ながら、私の名前を「不和」と、チョークで板書したのである。

兼平氏が原告の姓を「不和」と記載して10分程経過した後、訴外光信一宏(教授)がこれに気付き、私に指摘した上で、「不和」とあるのを「不破」と書き直した。これを見た兼平氏は、の方を見て、笑いながらおどけたような態度をした。

なお、同氏が平成19年に被告に採用された当初、同人の研究室は私の研究室の隣室であったし、現在も同じフロアに研究室を置き、ネームプレート等により日常的に私の姓を目にしている。また、黒板に板書する際は、時間割表を見ながら書いていた(当然、時間割表には、原告の姓は「不破」と記載されていた。)。したがって、私の姓については、兼平氏は十分に認識していることは明らかであり、これを過失により間違えることなどありえない。

したがって、兼平氏は、訴訟が原告・被告間で係属し、その中で自己との間のトラブルについても問題となつてることを認識した上で、あえて多くの学生の前で、私の姓を「不和」と記載したものであって、これは、私に対する嫌がらせ行為にほかならない。

兼平氏は教授である。部屋内には、兼平氏のほか、司会者としてコース長の伊藤浩、光信一宏の各教授、及び、上山友一、山口和子、小佐井良太の各准教授があり、講義室外の前の扉付近から、私、関口一徳、権奇法の各講師がこの様子を見ていた。更に、西村隆誓志及び小田敬美各教授が講義室外の廊下に居た。私は、関口氏、権氏らと顔を見合わせながら、「ねえー」と言っていた。ひどいねという意味である。

この後、学生のゼミ決定が行われたのであるが、兼平氏の最初の演習授業時に、学生らに対して、「あのような訴訟を起こしているのだから、されても当然だ」という趣旨の話を、笑い話然として、していたそうである。これに対して、女子学生が「権利があるのであれば、訴訟が当然ではないか」と言ったのに対して、氏は「しかとした」という。